児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届の提出について

◎児童扶養手当

◇児童扶養手当とは

離婚などで児童の父または母と生計が別となった児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を養育しているひとり親家庭等に対して支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

【現況届の提出】

期限までに、児童扶養手当を受給中の方は現況届を提出しなくてはなりません。各受給者に郵送された書類を確認いただき、期限内に提出してください。提出が遅れた場合は12月の支給日に手当を受け取ることができません。

【期限】 8月3日(月)～8月31日(月)

◎特別児童扶養手当

◇特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

【所得状況届の提出】

期限までに、特別児童扶養手当を受給中の方は所得状況届を提出しなくてはなりません。各受給者に郵送された書類を確認いただき、期限内に提出してください。提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【期限】 8月11日(火)～9月10日(木)

【その他】

各制度の詳しい内容については、町ホームページまたは窓口までお問い合わせください。

【提出先窓口】
・住民生活課児童係（窓口5番）
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所

【問い合わせ先】
住民生活課児童係（窓口5番）

児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当を受給中の方は、受給資格を確認するため毎年6月に「現況届」を提出する義務があります。八雲町では平成27年5月29日付で各受給者宛てに現況届用紙を発送しています。まだ、現況届や必要書類を提出していない方は、早急にお近くの窓口又は郵送にてご提出願います。

なお、9月9日(水)までに手続きが完了していない場合は、平成27年10月の定時払いが差止めとなり、11月以降の支払いとなりますのでご注意ください。

【提出先窓口】 住民生活課児童係（窓口5番）、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

【問い合わせ先】 住民生活課児童係

医療助成受給者証が更新されました

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭等の児童と親または養育者、乳幼児等のお子さまについては、病気やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます（世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります）。

この助成を受けるためには、役場から交付される「医療費受給者証（有効期限は1年間）」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示しなければなりません。

今回、今年7月末現在で助成対象になると思われる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はございませんので、そのままお使いください。

また、助成対象になると思われる方で「医療費受給者証」が届いていない方につきましては、役場住民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

助成対象となる場合には、本人による申請が必要となりますので、次のものを持参の上、手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】
・現在加入している健康保険証
・印鑑
・八雲町へ転入された方等は、転入前の市区町村の所得証明書（課税・非課税証明書）

【申請・問い合わせ先】
・住民生活課国民健康保険係（窓口4番）
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所

〈広告〉
タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車用品
有限会社　中村タイヤ
【営業時間】8:30～18:00
【定 休 日】日曜・祝祭日
八雲町末広町63
出張パンク修理OK
TEL.0137-62-2508